

第201200080688号
平成24年8月16日

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会
会長 川上 祐一 様

鳥 取 県 知 事



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成24年8月16日から平成29年8月16日まで

担	当	:	福祉保健部福祉保健課法人施設指導室 谷口 仁志
電	話	:	0857-26-7143
ファクシミリ	:		0857-26-8116
電子メール	:		taniguchihi@pref.tottori.jp